

統計審議会会長 溝口 敏行 殿

総務庁長官 小里 貞利

諮問第255号

家計調査及び単身世帯収支調査の改正について

標記について、貴会の御審議を得たい。

理 由

総務庁は、家計調査（指定統計第56号を作成するための調査）について、諮問第241号の答申「平成6年度から実施が予定されている農業経営調査（仮称）の計画について」における家計統計一般の問題の指摘等を踏まえ、農業経営統計調査（指定統計第119号を作成するための調査）における農家家計の収支内訳の把握を家計調査において一元的に行うこととされたこと等により、平成11年7月分調査から、従来、調査対象から除外されてきた農林漁業を営む世帯を調査対象に含めて実施する計画である。

また、総務庁は、現在、家計調査とは別に実施されている単身世帯収支調査（統計報告の徴集）について、単身世帯の家計収支の動向をよりの確に把握するため、標本設計、調査方法等の一部変更を行うとともに、家計調査結果と単身世帯収支調査結果を併せた総世帯に係る家計収支の結果を集計・公表することを計画している。

両調査の重要性にかんがみ、調査計画については、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」を踏まえ、慎重に検討する必要がある。